

社団法人青い森農林振興公社
経営検討委員会報告書
(分収割合の見直し)

平成22年12月

目 次

1	はじめに	1
2	本県の分収造林事業の現状	1
(1)	公社設立時と現在の状況比較	1
ア	木材価格の下落と労務費の上昇	1
イ	作業コストの比較	2
ウ	収支の比較	2
(2)	(社)青い森農林振興公社における分収割合見直し調査結果	4
ア	分収割合の見直し調査集計結果	4
イ	同意した者の面積割合	5
ウ	所有形態別の同意状況	5
(3)	他県における分収割合の見直し状況	6
3	分収割合見直しの必要性	7
4	分収割合の具体的な検討	8
(1)	分収割合変更の試算額	8
(2)	分収割合見直しの視点	9
(3)	各ケースの検討	10
ケース1	投資額と伐採収入を比較した分収割合	11
ケース2	三セク推進債により将来支払う額を応分に負担する分収割合	12
ケース3	今後の保育経費を応分に負担する分収割合	13
ケース4	長期収支の管理費を応分に負担する分収割合	14
ケース5	林地価格の変動率を基にした分収割合	15
ケース6	土地所有者に必要とされる経費を想定した分収割合	16
ケース7	伐採跡地に土地所有者が再造林する費用を確保する分収割合	17
ケース8	立木の一部を残す伐採方法(非皆伐施業)での分収割合	18
	各ケースのまとめ	19
5	分収割合の見直しについての提言	20
参考1	青い森農林振興公社の所有形態別面積・件数割合について	22
参考2	分収造林事業長期収支試算による実績と今後の見通し	23
参考3	社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 設置要領	24
参考4	社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 開催状況	25

1 はじめに

平成22年10月に当委員会が提出した「青い森農林振興公社経営検討委員会報告書」において、県民負担の軽減策として「現在、公社60%、土地所有者40%で契約している分収割合については、当初の契約時には想定し得なかった木材価格や労務費の変化等の事情の変更があることから、県に移管した後の取り組みとして、契約者の理解を得ながら分収割合の変更協議を進めることにより、県の収入確保に努めることを検討すべきである。」と提言した。

県民負担の最小化を図る観点から、分収割合の見直しは第一に取り組むべき課題であるため、今回分収割合についてさらに検討を加え、県民及び契約者双方の理解を得やすい分収割合について、提言するものである。

2 本県の分収造林事業の現状

(1) 公社設立時と現在の状況比較

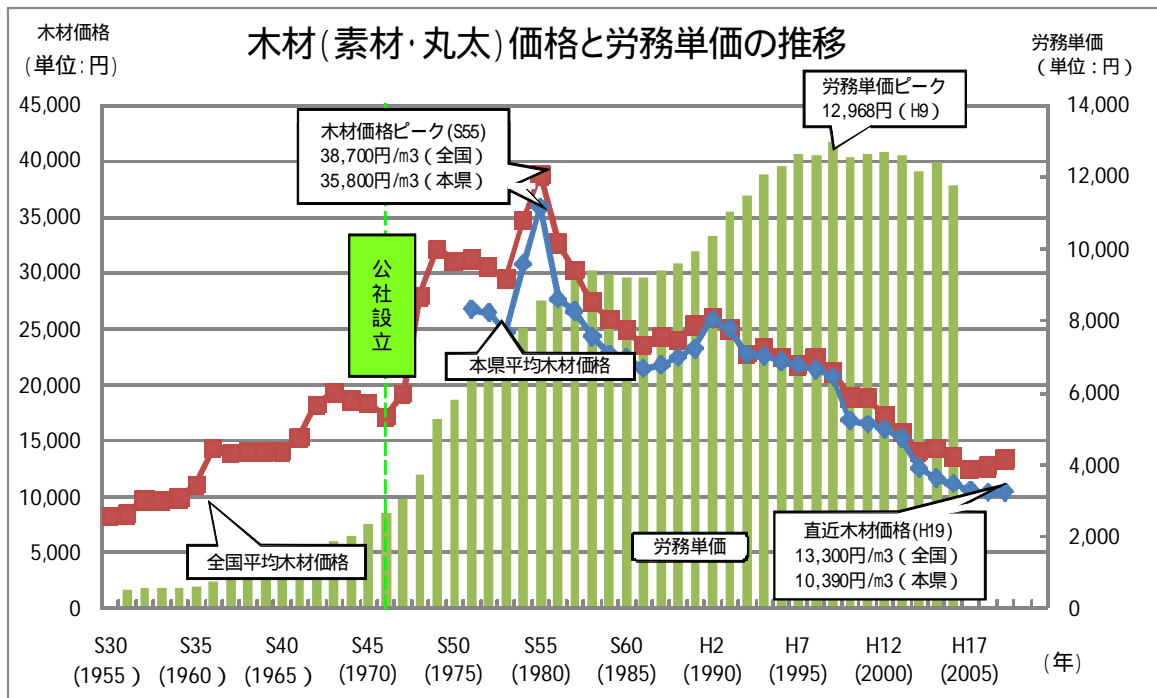
ア 木材価格の下落と労務費の上昇

昭和45年の公社設立当時のスギ木材価格は全国平均で18,400円/m³であった。

その後、木材価格は上昇し、ピークとなる昭和55年の全国平均で38,700円/m³、本県の平均で35,800円/m³となったが、以降徐々に下落し、平成19年においては全国平均で13,300円/m³、本県の平均で10,390円/m³とピーク時に比べ約3割の水準まで下落しており、平成21年の本県スギ丸太平均価格は9,435円/m³となっている。

一方、労務単価については公社設立時の昭和45年は2,394円/日だったが、ピーク時の平成9年は12,968円/日と約5倍以上に上昇しており、コストの増加が経営を圧迫する要因となっている。

(グラフ - 1) 木材価格と労務単価の推移



イ 作業コストの比較

表 - 1 は、公社設立時と現在の森林施業の作業種ごとにコストを比較したものである。

昭和45年の公社設立時は1ha当たりのスギ植栽単価は19万7千円であったが、公社が最後に植栽を行った年度である平成14年のスギ植栽単価は98万1千円と約5倍にまで上昇し、また、保育作業である下刈は、昭和45年に2万2千円であったものが、平成22年は10万6千円と約5倍、除伐は昭和45年に1万8千円であったものが、平成22年は16万1千円と約9倍まで上昇している。

なお、間伐については、設立当時は立木販売を想定していたことから、コストとして見込まなかったところであるが、それ以降、森林整備に対する補助制度の充実に伴い枝打ちを含めた保育作業として実施しており、平成21年度の実績は、下刈12ha、除伐664ha、間伐209ha、枝打ち318haとなっている。

(表 - 1) 1ha当たりの作業コストの比較

(単位：千円)

作業種	植栽 (スギ)	下刈	除伐	間伐 (搬出あり)	枝打ち (1.5m以下)	備考
昭和45年 (公社設立時)	197	22	18	-	-	青森県造林公社事業計画(S45)より
平成22年 (現在)	981	106	161	399	118	造林補助事業標準単価(H22)より

青い森農林振興公社は、平成15年度から新規造林を取りやめたので、植栽単価は平成14年度時点の造林補助事業標準単価を記載している。

ウ 収支の比較

公社では、昭和45年度から昭和59年度までの15ヶ年で6,000haの造林を計画していたが、その後、第2期事業計画として昭和60年度から平成7年度までの11ヶ年で3,500ha、第3期事業計画として平成8年度から平成17年度までの10ヶ年で1,500ha、計11,000haの造林を計画し、平成15年に新規造林を取りやめるまでに10,415haの造林を実施した。

なお、林道などの公共用地等として一部契約解除され、現在の経営面積は10,219haとなっている。

表 - 2 は、公社設立時の収支計画と、平成22年に公表された分収造林事業長期収支試算結果とを比較したものであるが、昭和45年の設立当時は伐採収入に対して、分収交付金を4割分見込む場合に収支が均衡することから、6：4の分収割合を設定していたものである。

収入面で見ると、伐採収入は昭和45年の公社設立時に約401億円を計画していたのに対し、現在は198億円と試算され、計画した当時に比べ半減している。

反面、支出面で見ると、直接事業費と間接事業費の合計額は、昭和45年の設立時は約46億円計画していたのに対し、現在は直接事業費と管理費で約336億円と試算

され、計画した当時の約7倍になり、森林整備に要する作業コストが著しく増加している。

また、作業コストの増加に伴い借入金も増加し、昭和45年の設立時は公庫借入金は約28億円を計画していたのに対し、現在は約167億円と試算され、約6倍にもなり、公庫の利率についても当初は3.5%で計算していたものが、ピーク時には6.5%になるなど、公社の設立時には予見できなかった大きな事情の変更があったものである。

(表 - 2) 収支の比較

昭和45年度公社設立時の収支計画

(単位：百万円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
伐採収入	(23,550) 40,110	直接事業費	(2,176) 3,706
		間接事業費	(534) 909
農林公庫資金	(1,655) 2,819	農林公庫償還金	(3,256) 5,546
県借入金	(2,640) 4,496	県償還金	(11,414) 19,440
預金利息	(59) 100	分収交付金	(9,420) 16,044
計	(27,904) 47,525	計	(26,800) 45,645
		差 引	(1,104) 1,880

1 上段()は計画時の面積6,000haでの数値。下段は現在の経営面積10,219haに換算して計上

2 預金利息は基本財産2,000万円について5.5%の利息収入を計上

3 設立時の農林公庫償還金の利息は3.5%、県償還金の利息は5%で計算

平成22年度分収造林事業長期収支試算

(単位：百万円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
伐採収入	19,797	分収支払金	7,474
造林補助金	10,461	直接事業費	28,687
利子助成	539	管理費	4,931
公庫借入金	16,755	公庫償還金	31,056
県借入金	50,385	県償還金	57,733
その他	1,529	その他	910
計	99,466	計	130,791
		差 引	31,325

(2)(社)青い森農林振興公社における分収割合見直し調査結果

平成12年度公社等経営評価委員会からの公社における分収造林事業を廃止し、その進め方について検討を開始することなどの提言に基づき、平成14年度から公社では、将来収入の増加対策として契約者の意向を把握するための調査を行った。

調査結果の概要

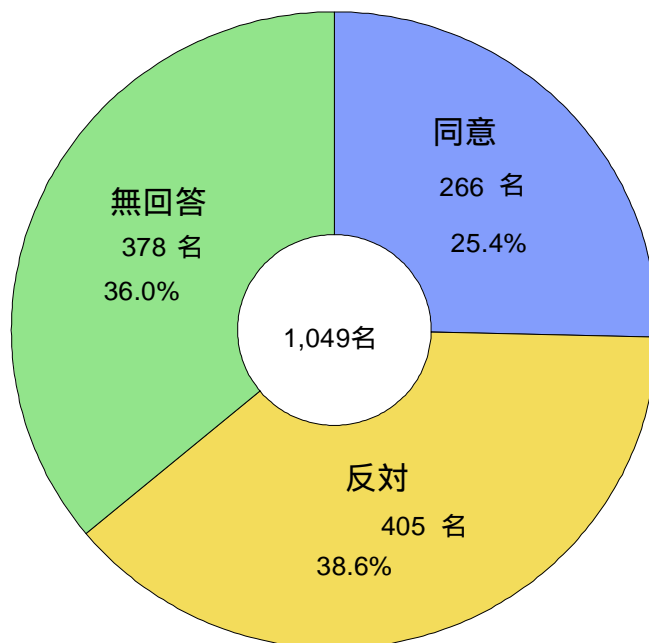
(1) 調査期間	平成14～19年度(6カ年)
(2) 調査内容	分収割合6:4を7:3に見直し
(3) 調査対象者	1,049名(契約者全員)
(4) 回答率	64%
(5) 同意率	全体の25%(回答者の39%)

ア 分収割合の見直し調査集計結果

調査対象とした全契約者数1,049名のうち回答者は671名(回答率64%)だった。見直しに同意した契約者は266名で契約者全体の25%、反対した契約者は405名で契約者全体の39%、無回答が契約者378名で契約者全体の36%となっている。

(グラフ - 1)

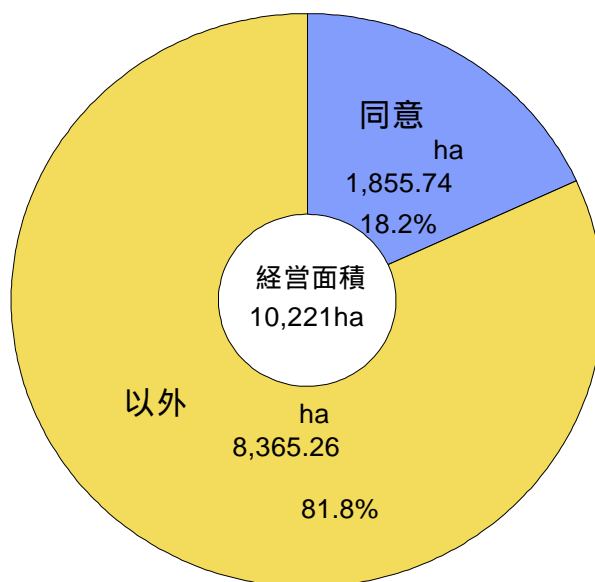
グラフ - 1 分収割合見直し調査集計結果



イ 同意した者の面積割合

同意した者の面積割合は1,855haと、平成19年度当時の経営面積10,221haの約18%の割合を占めている。(グラフ - 2)

グラフ - 2 同意した者の面積割合



ウ 所有形態別の同意状況

所有形態別での同意率では、個人が27%、共有が20%、森林組合等が13%、法人が29%、市町村73%となっている。

市町村における同意率が高い反面、財産区からの同意はゼロとなっている。(表 - 3)

(表 - 3) 所有形態別の同意状況

単位：名

項目	未回答	反対	同意	計
	名 (%)	名 (%)	名 (%)	名 (%)
個人	313 (37)	310 (36)	229 (27)	852 (100)
共有	49 (49)	31 (31)	20 (20)	100 (100)
森林組合等	9 (30)	17 (57)	4 (13)	30 (100)
社寺有	2 (25)	6 (75)	0 (0)	8 (100)
法人	5 (29)	7 (42)	5 (29)	17 (100)
財産区	0 (0)	31 (100)	0 (0)	31 (100)
市町村	0 (0)	3 (27)	8 (73)	11 (100)
計	378 (36)	405 (39)	266 (25)	1,049 (100)

(3) 他県における分収割合の見直し状況

現在公社を有する35都道府県39公社中、17県18公社が、公社経営の改善策の一環として分収割合の変更協議を実施中である。(表 - 4)

岡山県は当初の分収割合が7 : 3であるが、岡山県を除く16県が当初の分収割合を6 : 4に設定している。

それを7 : 3に変更協議を行っている公社が10公社(56%)、7.5 : 2.5に変更協議を行っている公社が1公社(6%)、8 : 2に変更協議を行っている公社が岡山県を含む6公社(32%)、9 : 1に変更協議を行っている公社が1公社(6%)となっている。(表 - 5)

なお、市町村有林等のいわゆる公有林については、公租公課の負担がないことや公益的機能の享受等の理由により、さらに引き下げる協議をしており、9 : 1が福島県等4公社、8 : 2が徳島県等2公社で計6公社となっているほか、市町村有林に限って変更協議を行っている公社が9 : 1の宮崎県、8 : 2の岡山県の2公社となっている。

(表 - 4) 他県における分収割合見直し状況

県名	公社名	契約 件数	当初割合		変更割合		取組 年度	摘要
			公社	所有者	公社	所有者		
秋田県	(財)秋田県林業公社	1,903	6	4	7	3	16-24	
福島県	(社)福島県林業公社	2,964	6	4	8	2	18-23	市町村9:1
群馬県	(社)群馬県林業公社	1,489	6	4	7	3	18-20	市町村9:1、財産区7.5:2.5
埼玉県	(社)埼玉県農林公社	1,487	6	4	7.5	2.5	14~	
富山県	(社)富山県農林水産公社	989	6	4	8	2	20-24	市町村等9:1
石川県	(財)石川県林業公社	1,815	6	4	8	2	17-28	市町村等9:1
長野県	(社)長野県林業公社	1,079	6	4	7	3	20-24	
愛知県	(社)愛知県農林公社	1,952	6	4	7	3	16~	
兵庫県	(社)兵庫みどり公社	977	6	4	8	2	18~	
鳥取県	(財)鳥取県造林公社	1,860	6	4	8	2	14	
島根県	(社)島根県林業公社	1,917	6	4	7	3	-	長期収支黒字化まで凍結
岡山県	(社)おかやまの森整備公社	3,304	7	3	8	2	20	市町村有林のみ実施
広島県	(財)広島県農林振興センター	1,809	6	4	7	3	18-25	
徳島県	(社)徳島県林業公社	942	6	4	7	3	18~	市町村等の社員8:2
長崎県	(社)長崎県林業公社	1,223	6	4	7	3	18~	
	(社)対馬林業公社	880	6	4	7	3	18~	
宮崎県	(社)宮崎県林業公社	1,223	6	4	9	1	14-22	市町村有林のみ実施
熊本県	(社)熊本県林業公社	1,438	6	4	7	3	20-24	市町村等8:2

(表 - 5) 集計表

集計	見直し後の分収割合	公社数	割合
	7 : 3	10	56%
	7.5 : 2.5	1	6%
	8 : 2	6	32%
	9 : 1	1	6%

3 分収割合見直しの必要性

分収造林事業は国の拡大造林を推進する施策に呼応し、土地所有者による整備が進み
難い地域において、公社が土地所有者と分収造林契約を結んで森林整備を行う事業で、
本県においては、昭和45年に公社が設立され、資金や労働力の関係で森林の管理ができ
ない土地所有者に代わり森林整備を実施してきた。

しかし、公社設立当初には想定し得なかった木材価格の下落や労務単価の上昇による
森林整備コストの増加等、林業を取り巻く社会・経済状況の変化に伴う林業採算性の悪
化により公社の債務問題が顕在化してきた。

以来、公社及び県では10年以上の長期にわたり、経営改善に関する各種の対策を講じ
てきたが、収支改善の見通しが立たない状況で、直近の長期収支試算においても約313
億円の償還財源不足が生じる見通しとなっている。

このような状況ではあるが、分収造林地は、森林資源の造成のほか、県民が豊かで安
全な水の供給を受けるために不可欠な水源のかん養や土砂災害の防止など県民生活を広
く支える森林の公益的機能の発揮や、山村地域の雇用促進などの地域経済の振興に重要
な役割を果たしてきたところであり、これらの恩恵は全ての県民が等しく享受している
県民共通の財産、すなわち「公共財」としての性格を有していることから、当委員会は
分収造林事業の経営を全て県に移管し、コスト節減や収入対策に最大の努力を払いつつ
維持・管理し、併せて森林の公益的機能をより発揮する観点で経営を行うべきと提言し
たところである。

仮に県に分収造林を移管する場合、県は、当初想定し得なかった社会情勢の変化によ
り増大した公社の債務を引き継ぎ、また今後とも県民の財産として維持・管理する必要
があることから、県民負担を可能な限り軽減するよう最大限の努力をし、県民の理解を
得ることが必要である。

また、木材価格の低迷等による社会・経済状況の変化に伴う林業採算性の悪化や、公
社設立時には収支が均衡するラインとして6：4の分収割合を設定したものの、現在は
採算ラインを大きく割っていること、分収造林契約自体は土地所有者の経費負担を伴わ
ない制度であるが、直近の長期収支試算においても約313億円の償還財源不足が生じる
見通しとなっていることなどを考えると、土地所有者に対して分収割合の見直しを求め
る必要があると考える。

4 分収割合の具体的な検討

(1) 分収割合変更の試算額

青い森農林振興公社が平成22年度にスギ丸太価格9,435円/m³で試算した長期収支見通しによる分収対象額186.9億円をベースに、現在の分収割合を変更した場合の分収金額を試算すると、表-6のとおりとなる。

また、分収割合変更後の分収金増減差額は表-7のとおりとなり、仮に7:3に変更した場合は18.6億円、8:2の場合は37.3億円、9:1の場合は56.0億円となる。

なお、他県では市町村有林等について、公租公課の負担がないこと、水源かん養や土砂災害等の公益的機能の享受等の理由により分収割合をさらに1割減じている例があることから、この場合の数値も併記している。

分収対象額186.9億円は、伐採収入198.0億円から、処分経費(測量費、選木費、広告料等)11.1億円を控除した額である。

(表-6) 分収割合別の分収金額

(単位: 億円)

試算割合 (他県事例)	所有者一律			
	市町村・財産区の割合を所有者一律の割合からさらに1割減じた場合(例えば所有者が7:3の場合、市町村等は8:2となる)			
県:所有者	県	所有者	県	所有者
6:4	112.2	74.7	114.5	72.4
7:3	130.8	56.1	133.2	53.7
7.5:2.5	140.2	46.7	142.5	44.4
8:2	149.5	37.4	151.9	35.0
9:1	168.2	18.7	170.6	16.3
(参考)10:0	186.9	0	-	-

(表-7) 分収割合変更後の分収金増減差額

(単位: 億円)

試算割合 (他県事例)	所有者一律			
	市町村・財産区の割合を所有者一律の割合からさらに1割減じた場合(例えば所有者が7:3の場合、市町村等は8:2となる)			
県:所有者	県	所有者	県	所有者
6:4	0	0	2.3	2.3
7:3	18.6	18.6	21.0	21.0
7.5:2.5	28.0	28.0	30.3	30.3
8:2	37.3	37.3	39.7	39.7
9:1	56.0	56.0	58.4	58.4
(参考)10:0	74.7	74.7	-	-

(2) 分収割合見直しの視点

分収割合の具体的な見直しに当たっては、投資と収益の視点、経費に応分の負担を求める視点、土地所有者の地代等を考慮した視点、公益的機能の発揮に配慮した視点の四つの視点から、下記の8ケースにより具体的な効果や妥当性について検討を行った。

投資と収益の視点

ケース1 投資額と伐採収入を比較した分収割合

分収造林事業長期収支試算における投資額（直接事業費及び管理費）と伐採収入を比較することにより、分収割合を算定する考え方である。

経費に応分の負担を求める視点

ケース2 三セク推進債により将来支払う額を応分に負担する分収割合

日本政策金融公庫からの現在の借入金約135億円は、県に移管時に繰上償還し、これに県債を充当することとなるため、県へ移管後の将来返済すべき支出額について、現在の分収割合（公社6：土地所有者4）に応じて負担すべきとする考え方である。

ケース3 今後の保育経費を応分に負担する分収割合

分収造林地の平均林齢は約26年と、今後とも間伐等の保育に経費がかかることから、必要となる直接事業費と管理費を、現在の分収割合（公社6：土地所有者4）に応じて負担すべきとする考え方である。

ケース4 長期収支の管理費（全期間）を応分に負担する分収割合

公社の直近の長期収支試算における管理費の額を、現在の分収割合（公社6：土地所有者4）に応じて負担すべきとする考え方。

管理費とは、人件費、旅費、公租公課等の事務経費、事業の管理運営経費をいう。

土地所有者の地代等を考慮した視点

ケース5 林地価格の変動率を基にした分収割合

分収支払金を地代とみなし、林地の価格（青森県地価調査H6～H22）の変動状況を土地所有者への額に反映させる考え方。

ケース6 土地所有者が得るべき地代と支払う公租公課から必要とされる経費を想定した分収割合

仮にこれから新規に分収造林事業を行うとした場合において、県が植栽から55年後の伐採時まで負担する造林費や保育費の事業費に対し、土地所有者が得るべき地代(地上権者が土地所有者に支払う対価)と支払う公租公課の負担割合を比較する考え方である。

公益的機能の発揮に配慮した視点

ケース7 伐採跡地に土地所有者が再造林する費用を考慮する分収割合

分収造林契約期間が満了した後は、土地所有者自らが引き続き管理することとなっても、伐採跡地に再び造林を行うことにより、水資源のかん養や土砂災害の防止、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収などの公益的機能が発揮されるよう配慮することが必要であることから、再造林するための経費を考慮する考え方である。

ケース8 立木の一部を残す伐採方法(非皆伐施業)での分収割合

公益的機能の継続的な発揮のために、再造林による方法ではなく、契約期間満了後も一部の立木を残し(非皆伐施業)、それを土地所有者の所有とする考え方である。

(3) 各ケースの検討

ケース 1 投資額と伐採収入を比較した分収割合

分収造林事業長期収支試算における投資額（直接事業費及び管理費）と伐採収入を比較することにより、分収割合を算定する考え方。

(表 - 8)

木材価格の下落と労務単価の上昇による事業費の増加により、分収造林事業長期収支試算では、投資額（直接事業費287億円、管理費49億円）は336億円、伐採収入は198億円と見込まれており、採算割れとなっていることから、投資額と伐採収入から見た場合の県と土地所有者の分収割合は、県分は事業費を伐採収入で割った1.70、土地所有者分は 0.70となる。

	県 分	土地所有者分
投資額による算定 (事業費 / 伐採収入)	1.70 (1.7)	0.70 (0.7)

現実的には10 : 0となる。

《積算内訳》

(単位 : 億円)

項 目	金 額	積 算 方 法 等
事 業 費	336	336億円 ÷ 198億円 = 1.70 平成22年度分収造林事業長期収支試算における直接事業費、管理費、伐採収入より
伐 採 収 入	198	

[検討結果]

分収造林契約上、収益を分収することを目的としており、全面的な収益の放棄を土地所有者に求め、理解を得ることは極めて困難である。

ケース2 三セク推進債により将来支払う額を応分に負担する分収割合

日本政策金融公庫からの現在の借入金約135億円は、県に移管時に繰上償還し、これに県債を充当することとなるため、県へ移管後の将来返済すべき支出額について、現在の分収割合（公社6：土地所有者4）に応じて負担すべきとする考え方。

（表 - 9）

平成21年度末の日本政策金融公庫からの借入金135億円について、県へ移管後、将来返済すべき支出額として、現在の分収割合（公社6：土地所有者4）に応じて負担を求めるものである。

135億円の4割分の54億円を、土地所有者分の分収対象額75億円から差し引くと約21億円となり、県分には土地所有者分から差し引いた54億円を加算し、166億円となる。

全体の分収対象額約187億円から県分は89%、土地所有者分は11%となる。

（単位：億円）

	全 体	県 分	土地所有者
分収対象額	187	112 (6)	75 (4)
収支不足額		54	54
計	187	166	21
割 合		89% (9)	11% (1)

積算内訳

項 目	金 額	積 算 方 法 等
公庫借入金	135	135 × 40% = 54億円

〔 検討結果 〕

将来負担する経費を分収割合により按分する点で、負担分を説明しやすいが、元々公庫からの借入金であることから、土地所有者からの理解を得にくい。

ケース3 今後の保育経費を応分に負担する分収割合

分収造林地の平均林齢は約26年と、今後とも間伐等の保育に経費がかかることから、必要となる直接事業費と管理費を、現在の分収割合（公社6：土地所有者4）に応じて負担すべきとする考え方。

（表 - 10）

分収造林事業長期収支試算から、直接事業費と管理費の合計額は336億円で、このうち、平成22年度から事業終了予定の平成68年度までに見込まれる経費は52億円となっている。

造林補助事業の活用が可能で、国庫補助率51%の補助金が見込まれることから、20億円が控除され、実質県負担分は32億円となる。

この県負担分の32億円の4割に当たる13億円について土地所有者の負担とし、分収対象額75億円から差し引くと土地所有者分は62億円となる。

県分は土地所有者分から差し引いた13億円を加算し、125億円となる。

全体の分収対象額187億円から、県分は67%、土地所有者分は33%となる。

（単位：億円）

	全 体	県 分	土地所有者分
分収対象額	187	112 (6)	75 (4)
保育経費額		13	13
計	187	125	62
割合		67% (7)	33% (3)

積算内訳

項 目	金 額	積 算 方 法 等
今後の保育経費	52	直接事業費 + 管理費 3,964 + 1,273 = 5,237百万円
造林補助金国負担分	20	うち造林補助金（国庫負担分51%） 3,964 × 0.51 = 2,022百万円
実質県負担額 -	32	実質県負担分 3,215百万円 上記の4割は 3,215 × 40% = 1,286百万円

[検討結果]

将来負担する経費、特に今後の保育に係る経費に対して応分の協力を求める点で、土地所有者からの理解が得やすい。

ケース4 長期収支の管理費（全期間）を応分に負担する分収割合

公社の直近の長期収支試算における全期間の管理費の額を、現在の分収割合（公社6：土地所有者4）に応じて負担すべきとする考え方。

（表 - 11）

平成22年度に公表された分収造林事業長期収支試算結果における全期間の管理費49億31百万円について、現在の分収割合（公社6：土地所有者4）に応じて負担を求めらるものである。

49億31百万円の4割分の約20億を、土地所有者分の分収対象額約75億円から差し引くと約55億円となり、県分には土地所有者分から差し引いた約20億円を加算し、132億円となる。

全体の分収対象額約187億円から県分は71%、土地所有者分は29%となる。

（単位：億円）			
	全 体	県 分	土地所有者
分収対象額	1 8 7	1 1 2 (6)	7 5 (4)
負担額		2 0	2 0
計	1 8 7	1 3 2	5 5
割 合		7 1 % (7)	2 9 % (3)

積算内訳

項 目	金 額	積 算 方 法 等
管理費	2 0	49.31 × 40% = 19.72億円

〔 検討結果 〕

事業全体を通して必要となる管理費について分収割合により按分する点で、負担分を説明しやすい。

ケース5 林地価格の変動率を基にした分収割合

分収支払金を地代とみなし、林地の価格（青森県地価調査S49～H22）の変動状況を土地所有者への額に反映させる考え方。

（表 - 12）

昭和49年から平成22年の青森県地価調査によると、昭和49年の林地価格は、10a当たり50万2,300円となっているが、平成22年は10a当たり9万6,500円となっており、その下落率は約80%となっている。

この下落率を土地所有者の分収対象額約75億円に反映させると、土地所有者分が約15億円、県分は土地所有者分から差し引いた60億円を加算し、172億円となる。

全体の分収対象額187億円から、県分は92%、土地所有者分は8%となる。

（単位：億円）

	全 体	県 分	土地所有者分
分収対象額	187	112 (6)	75 (4)
下落額		60	60
計	187	172	15
割 合		92% (9)	8% (1)

積算内訳

項 目	率	積 算 方 法 等
林地の下落率	80%	$1 - 96,500/502,300 = 0.80$

[検討結果]

地価の下落分について応分の負担を求めるもので、契約者に対する説明が可能である。

ケース6 土地所有者が得るべき地代と支払う公租公課から必要とされる経費を
想定した分収割合

仮にこれから新規に分収造林事業を行うとした場合において、県が植栽から55年後の伐採時まで負担する造林費や保育費の事業費と、土地所有者が得るべき地代(地上権者が土地所有者に支払う対価)と支払う公租公課の負担割合を比較する考え方。

(表 - 13)

事業費は、公社の事業計画に基づき、スギ3,000本/haを植栽、以後5年間の下刈と、除伐、枝打ち、間伐を各2回行い、これに係る経費について造林投資の利回り相当率1.0%を反映して、2,599千円とした。

地代は、平成22年青森県地価調査より17個のデータによる平均値454,710円/haに造林投資と同じ利回り相当率1.0%で計算し、331千円とした。

公租公課は、青森県市町村振興課税制グループ資料より、県平均の固定資産税を求め、1,893円/haに利回り相当率1.0%で計算し、138千円とした。

合計額3,068千円のうち、事業費分は85%、地代と公租公課の合計額469千円は15%となる。

	県	土地所有者		左の合計
	事業費	地代	公租公課	
出資額による算定	2,599千円	331千円	138千円	3,068千円
	85% (8.5)	11% (1.5)	4%	

積算内訳

項目	55年相当額	積算方法等
県事業費	2,599千円	公社事業計画に基づき、スギを3,000本/ha植栽し、植栽後5年間下刈作業を行い、13年目と20年目に除伐と枝打ち作業を行い、30年目と36年目に間伐作業を実施。なお造林補助金分は控除。 造林投資の利回り相当率1.0%を反映。
地代	331千円	平成22年度青森県地価調査より 1ha当たり価格 454,710円 $454,710円 \times 1.7285$ (55年後価係数 (1.01^{55})) - 454,710円
公租公課	138千円	青森県市町村振興課税制グループ資料より 1ヘクタール当たり課税標準 \times 税率 税額1,893円 $1,893円 \times 0.7285$ (55年後価係数 $(1.01^{55}) - 1$) / 0.01

[検討結果]

県は作業経費の積み上げ、土地所有者は地代と公租公課を見込むことで、負担分を説明しやすい。

ケース7 伐採跡地に土地所有者が再造林する費用を考慮する分収割合

分収造林契約期間が満了した後は、土地所有者自らが引き続き管理することとなっても、伐採跡地に再び造林を行うことにより、水資源のかん養や土砂災害の防止、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収などの公益的機能が発揮されるよう配慮することが必要であることから、再造林するための経費を考慮する考え方。

(表 - 14)

伐採跡地に再び造林を行うことにより、公益的機能の持続的発揮を図る観点から、再造林費用を確保するため、スギを造林補助制度上の下限本数である2,000本/ha植栽し、以後5回下刈作業を続けた場合の経費を積算した。

受託作業による植栽費は867,840円/ha、下刈費は97,110円/haの5年分で485,550円で計1,353千円/haとなる。

造林補助金は68%の補助率で算定すると、920千円/haとなり、土地所有者負担額は差し引き433千円/haとなり、これに公社経営面積10,219haを乗じて、延べ再造林費用は44億円とした。

土地所有者分に44億円を充て、県分は土地所有者分から差し引いた143億円となる。全体の分収対象額187億円から県分は76%、土地所有者分は24%となる。

(単位：億円)

	全体	県分	土地所有者分
本来の分収対象額	187	112 (6)	75 (4)
造林経費割	187	143	44
割合		76% (7.5)	24% (2.5)

公社経営面積10,219ha × 433千円/ha = 4,425百万円

積算内訳(1ha当たり)

項目	金額	積算方法等
造林・保育経費	1,353千円	森林組合の受託作業を想定し、スギを伐採跡地に2,000本/ha植栽 867,840円/ha 植栽後5年間下刈 97,110円/ha × 5 = 485,550円/ha 計 1,353,390円/ha
今後の造林補助金	920千円	造林補助金に対して補助率68%で積算。
土地所有者負担額	433千円	-

[検討結果]

再造林をすることによって、引き続き公益的機能の発揮が図られ、かつ林業の振興や雇用の場の確保に資する。

土地所有者に対する再造林の要請に理解を得られやすく、行政上の効果がある。

ケース8 立木の一部を残す伐採方法（非皆伐施業）での分収割合

公益的機能の継続的な発揮のために、再生林による方法ではなく、契約期間満了後も一部の立木を残し（非皆伐施業）それを土地所有者の所有とする考え方。

（表 - 15）

契約期間満了後も残存する立木分のみを土地所有者の所有とする。

造林木本数は青森県民有林収穫予想表において、80年生の南部地方と津軽地方のスギを加重平均した本数から423本/haとし、残存本数は他県の検討事例を参考とし50本/haとした。（50本/haで、立木間の距離は14mとなる）

主伐時の伐採本数は373本/haとなり、造林木本数に対して88%、残存本数は12%となる。

分収造林事業長期収支試算から、伐採収入187億円に対して、本数率と同様に木材販売収入額も県88%、土地所有者12%となる。

	植栽後80年造林地（ ）内は本数割合	
	主伐採本数	残存本数
造林木本数	423本 (100%)	50本 (12%)

（単位：億円）

項目	木材販売収入額 非皆伐施業による分収割合	
	県	土地所有者
伐採収入	187	22
割合	88 (9)	12 (1)

[検討結果]

政策的意義が高い地域における水源かん養や土砂災害防止などの公益的機能の発揮について効果があり、公有林からは理解を得られる可能性が高い。

山林について資産保持的な考え方を持っている土地所有者にはなじみやすい。

各ケースのまとめ

各ケースの内容と県と土地所有者との分収割合、6：4から見直した場合の変動金額をまとめると次表のとおりとなる。

(表 - 16)

ケース	内 容	県 分	土地所有者分	6：4から見直した場合の変動金額(億円)
ケース1	投資額と伐採収入を比較した分収割合	17 (10)	7 (0)	74.7
ケース2	三セク推進債により将来支払う額を応分に負担する分収割合	89 (9)	11 (1)	56.0
ケース3	今後の保育経費を応分に負担する分収割合	67 (7)	33 (3)	18.6
ケース4	長期収支の管理費(全期間)を応分に負担する分収割合	71 (7)	29 (3)	18.6
ケース5	林地価格の変動率を基にした分収割合	92 (9)	8 (1)	56.0
ケース6	土地所有者が得るべき地代と支払う公租公課から必要とされる経費を想定した分収割合	85 (8.5)	15 (1.5)	46.6
ケース7	伐採跡地に土地所有者が再造林する費用を考慮する分収割合	76 (7.5)	24 (2.5)	28.0
ケース8	立木の一部を残す伐採方法(非皆伐施業)での分収割合	88 (9)	12 (1)	56.0

分収割合については0.5単位にまとめたものである。

5 分収割合の見直しについての提言

当委員会は、8つの視点により具体的な効果や妥当性について検討した結果、次のとおり提言する。

分収割合の見直しの基本的な考え方

分収造林事業は、国の拡大造林を推進する政策に呼応し、土地所有者自らの力では森林整備が進みがたい地域において、公社が分収造林契約を結んで10,219haに及ぶ森林を造成してきた経緯があり、その所有形態も個人、共有、森林組合や生産森林組合、社寺、法人、農協及び漁協、市町村、財産区と様々な所有者と契約をしている。

当初、分収造林事業は収益を公社と土地所有者とで分収することを目的として始まったものであるが、当初想定し得なかった木材価格の下落や労務単価の上昇等、林業を取り巻く社会・経済状況の変化に伴う林業採算性の悪化により、事業は事実上破綻していると考えられる。

しかし、分収林は、地域経済の振興や公益的機能の発揮等、県民共通の財産としての性格を有していることから、全ての契約を廃止し、今後も森林整備を放棄することは適切ではないと判断される。つまり、県民ニーズの面から考えると、分収造林事業の目的が『収益分収』から『公共財としての公益的機能発揮』に変わってきたと考えられる。

これらのことを踏まえ、当委員会では分収造林事業の経営を県に移管することを提言したところであるが、県民負担を可能な限り軽減するという観点で分収割合の見直しの検討を行った。

具体的には、「三セク推進債により将来支払う額を応分に負担する分収割合（ケース2、9：1）」や「今後の保育経費を応分に負担する分収割合（ケース3、7：3）」、「長期収支の管理費（全期間）を応分に負担する分収割合（ケース4、7：3）」などの『経費に応分の負担を求める視点』や、「投資額と伐採収入を比較した分収割合（ケース1、10：0）」における『投資と収益の視点』、また6：4の割合で契約している現行の分収造林契約との継続性、他県における見直し状況などについて総合的に検討した。

また、土地所有者のうち、市町村・財産区については、水源かん養機能などの公益的機能の享受や地元雇用を通じた地域振興、私有財産との相違などの点に着目し、別途割合の見直しを検討した。

基本割合

8つのケースそれぞれを比較検討した結果、『経費に応分の負担を求める視点』が検討の中心となった。さらに、他県の状況も加えて総合的に検討した結果、考えられる割

合は7：3となったが、投資額と伐採収入（ケース1）や三セク推進債（ケース2）など、土地所有者の割合が極めて低くなるケース、さらに現行の6：4との継続性も加えて判断すれば、基本となる分収割合は、県と土地所有者が7.5：2.5程度となるのが妥当であると考える。

個人、共有地等

個人、共有地等の場合、土地所有者の地代相当分（0.5程度）を考慮し、県と土地所有者が7：3程度となる分収割合が妥当であると考え、また、これにより将来の再造林など、公益的機能の持続的な維持・確保も期待される。

市町村、財産区

市町村及び財産区のいわゆる公有林については、水源かん養や土砂災害防止等の造林地が有する公益的機能の享受や造林事業に係る地元雇用を通じた地域振興のメリット、公租公課が発生しないことによる私有財産との相違などの理由により、基本となる分収割合の7.5：2.5程度よりさらに引き下げをし、公租公課の割合等を勘案すると、基本割合から0.5を差し引いて、県と土地所有者が8：2程度となる分収割合が妥当であると考える。

なお、契約者に対して変更を求める際は、分収林の持つ県民共通の『公共財』としての性格を十分に説明して理解と協力を得るべきであり、また、契約期間が長期に渡ることから、今後、木材価格の上昇等の事情変更の事由が生じた場合は、適切な時期に分収割合を見直すことが必要である。

また、平成22年10月に当委員会が提言したもう一つの県民負担の軽減策である「第三セクター等改革推進債の活用」にあたっては、公社の整理に加え、県民負担を可能な限り軽減するため再生の手法についても検討し、国や（株）日本政策金融公庫と十分に協議の上、早急な対応を改めて求めるものである。

<参考：1>

青い森農林振興公社の所有形態別面積・件数割合について

青い森農林振興公社では、平成21年度末現在で、10,219haの森林を管理している。

所有形態別にみると、最も多いのが個人の所有で面積4,810ha（47%）、件数996件（76%）となっており、その他では共有で面積1,259ha（12%）、件数116件（9%）、財産区で面積1,007ha（10%）、件数71件（5%）などとなっている。

青い森農林振興公社の所有形態別面積・件数割合

所有形態	契約面積(ha)	比率	契約件数(件)	比率
個人	4,810	47%	996	76%
共有	1,259	12%	116	9%
森林組合	199	2%	14	1%
生産森林組合	699	7%	22	2%
社寺	321	3%	13	1%
法人・その他	834	8%	30	2%
農協・漁協	816	8%	26	2%
市町村	274	3%	17	1%
財産区	1,007	10%	71	5%
計	10,219		1,305	

- 1 平成21年度末現在の数値
- 2 契約者数は平成21年度末現在で1,041名
- 3 所有形態における「その他」は任意団体

<参考：2>

分収造林事業長期収支試算による実績と今後の見通し

平成18年度公社等点検評価委員会からの提言により、青い森農林振興公社では毎年、分収造林事業の長期収支見通しを作成・公表している。

これは、最新の木材価格等を加味し、事業開始の昭和45年度から事業終了予定の平成68年度までの長期収支を試算するもので、平成22年度の試算では約313億円の償還財源不足が生じる見通しとなっている。

平成22年度分収造林事業長期収支試算

(単位：百万円)

区 分		収 支 額			内 容
		長期収支	実績	今後の見通し	
入	伐採収入	19,797	21	19,776	主伐期（55年生）の販売額
	造林補助金	10,461	8,422	2,039	公的森林整備推進事業等の造林補助金
	利子助成	539	125	414	公庫資金返済利息に対する県からの助成
	公庫借入金	16,755	15,814	941	事業に係る林業基盤整備資金等の借入金
	県借入金	50,385	14,954	35,431	事業の一部及び管理経費の借入金
	その他	1,529	1,529	0	立木損失補償及び森林保険金等
	計（A）	99,466	40,865	58,601	
出	分収支払金	7,474	0	7,474	契約者に対する分収割合に応じた分収金
	直接事業費	28,687	24,723	3,964	下刈、除伐、枝打、間伐、作業路に要する事業経費
	管理費	4,931	3,658	1,273	人件費、旅費、公租公課等の事務、事業の管理運営経費
	公庫償還金	31,056	12,618	19,836	公庫資金借入金の償還元金と利息償還額
	県償還金	57,733	11,220	57,384	県借入金の償還元金と利息償還額
	その他	910	908	2	立木損失補償及び森林保険金等契約者に対する分収割合に応じた支払額
	計（B）	130,791	40,858	89,933	
収支差額（A - B）		31,325	7	31,332	

- 1 実績：分収造林事業開始(昭和45年度) から平成21年度末まで
- 2 今後の見通し：平成22年度から事業終了予定（平成68年度）まで
- 3 分収対象額は伐採収入19,797百万円から、処分経費を控除した額18,685百万円である

<参考：3>

社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 設置要領

(主旨)

第1条 社団法人青い森農林振興公社(以下「公社」という。)は、昭和40年代から農地保有合理化事業を行う社団法人青森県農村開発公社を母体に、財団法人青森県造林公社の分収造林事業を承継するなどして、これまで、農地集積による農業経営規模拡大や公的造林資本の導入による森林資源の計画的造成等に大きな役割を果たしてきたところである。

しかし、その後の社会・経済的情勢の急激な変化により今後の運営が懸念される状況にある。

このため、社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、事業の展開方向や経営改善等の抜本的な検討を行うものである。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 公社の実施してきた事業の意義
- (2) 公社の今後の展開方向と経営改善方策
- (3) その他必要な事項

(組織員)

第3条 委員会の構成は、別紙名簿のとおりとする。

2 委員長は、委員会を代表して、会務を総理する。

3 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務は、青森県農林水産部構造政策課において執り行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 委員名簿

区 分	所 属 ・ 氏 名
委 員 長	青森中央学院大学 経営法学部 教 授 平出 道雄
委 員	小野寺高事務所 公認会計士・税理士 小野寺 高
委 員	財団法人青森地域社会研究所 専務理事 高 山 貢
委 員	沼田法律事務所 弁 護 士 沼 田 徹

<参考：4>

社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 開催状況

回	月 日	検 討 内 容
第 5 回	平成22年11月26日(金)	分収割合の見直しについて
第 6 回	平成22年12月6日(月)	分収割合の見直しについて
第 7 回	平成22年12月7日(火) 持ち回り	経営検討委員会 報告書(案)の最終検討